保護者の方へ 2023/06改正後

**登室見合わせと　「登室届」提出のお願い**

興望館学童クラブでは、感染症の広がりからお子さんを守るため、｢学校保健安全法による出席停止｣を準用しています。下記の疾患にかかった場合、それぞれ特定の期間は、登室を見合わせていただき、家庭内での療育をお願いします。また、これらの疾患が疑われる場合は、医師の診断を受けてください。診断を受けたら学童クラブに連絡の上、登室再開時に下記「登室届」の提出をお願いいたします。「登室届」は伝染病の流行状況だけでなく、一人ひとりの児童の健康状態を知るうえでも必要ですので、ご協力をお願いいたします。 ※登室：学童クラブを利用すること

第１種：コレラやペストなど入院治療が必要な重い病気です。

第２種：

|  |  |
| --- | --- |
| 病名 | 学校における出席停止期間 |
| インフルエンザ | 発症した後５日を経過し、かつ、解熱した後２日を経過するまで（乳幼児にあたっては３日） |
| 百日咳 | 特有の咳が消失するまで又は５日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで |
| 麻疹（はしか） | 解熱した後３日を経過するまで |
| 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後５日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで |
| 風疹（三日はしか） | 発疹が消失するまで |
| 水痘（水ぼうそう） | すべての発疹がかさぶたになるまで |
| 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退したのち２日を経過するまで |
| 結核 | 伝染のおそれがなくなるまで |
| 髄膜炎菌性髄膜炎 | 症状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで |

第３種：

|  |  |
| --- | --- |
| 腸管出血性大腸菌感染症 | 伝染のおそれがなくなるまで。無症状排菌者は登園可 |
| 流行性角結膜炎 | 伝染のおそれがなくなるまで |
| 急性出血性結膜炎 | 伝染のおそれがなくなるまで |
| その他　＊ | 医師が登所しても差し支えないと認めるまで |

＊その他の疾患例：**溶連菌感染症・ウイルス肝炎・伝染性紅斑（りんご病）・手足口病・ヘルパンギーナ・感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）・マイコプラズマ肺炎・ヘルペス性歯肉口内炎など**。

なお、アタマジラミ・伝染性膿痂疹（とびひ）などは原則的には登室見合わせの必要はないと考えられますが、集団の年齢構成や疾患の重症度などで、登室を見合わせていただく場合もあります。

きりとり

興望館学童クラブ 施設長　様

**登室届**

学校名　　　　　　　　　小学校　　　年　　　児童名　　　　　　　　　　　　　　　　　病名または症状

診察を受けた医療機関名及び医師名

登室停止期間　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日　～　　　　　　　　　年　　　　月　　　　日

上記の通り、出席停止期間を終えたため、本日より登室いたします。

保護者氏名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印